

広島県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十八年八月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道坂小屋浦線	安芸郡坂町坂西一丁目三四〇五番一地从先から 安芸郡坂町坂西一丁目三四一六番地先まで	平成一八年八月二日